

ウイルス性肝炎患者への支援を求める意見書

我が国には、300～370万人ものB型・C型ウイルス性肝炎の感染者・患者がいると推定されるが、その大半は、血液製剤の投与、輸血、注射器の連続使用等の医療行為による感染であり、感染は国の責任であるとして、肝炎患者の救済、肝炎対策を国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成22年1月に施行されている。

このうちC型肝炎患者については、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下「C型肝炎感染者救済特措法」という。）が平成20年1月に施行され、カルテ等で被害を証明することにより給付金が支給されるが、患者の多くは、感染から長い年月を経て発症することから、証明が難しい状況にある。

また、B型肝炎患者については、「特定B型肝炎ウイルス感染者被害者給付金等の支給に関する特別措置法」（以下「B型肝炎感染者救済特措法」という。）が本年1月に施行されたが、手続きが複雑で時間を要するため、救済が進んでいない。

については、多くの患者が肝炎の進行と高額な医療費負担に苦しんでいる状況にあることから、国におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう、強く求める。

- 1 肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な法整備や予算化を進め、実効ある患者の救済策に取り組むこと。
- 2 「C型肝炎感染者救済特措法」に基づき、血液製剤による感染の可能性が高いC型肝炎感染者を広く救済する措置を講じること。
- 3 「B型肝炎感染者救済特措法」に基づき、対象者を速やかに救済できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月5日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	平 田 健 二 殿
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 殿
総務大臣	樽 床 伸 二 殿
財務大臣	城 島 光 力 殿
厚生労働大臣	三 井 辨 雄 殿

京都府議会議長 近 藤 永太郎